

船橋市廃棄物処理施設の設置及び 維持管理に関する指導要綱集

令和6年4月

船橋市環境部廃棄物指導課

目 次

[船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱](#) p. 1

[廃棄物処理施設の立地等に関する基準](#) p.16

[廃棄物処理施設の構造に関する基準](#) p.22

[廃棄物処理施設の維持管理に関する基準](#) p.49

【別冊】

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 別記様式

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

平成15年	4月	1日	制定
平成16年	10月	1日	一部改正
平成17年	12月	1日	一部改正
平成26年	7月	15日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成28年	3月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
令和元年	5月	1日	一部改正
令和2年	2月	20日	一部改正
令和4年	12月	7日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者等が廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、市が事業者等に対し、公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 条例 船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成16年船橋市条例第20号）をいう。
- (5) 廃棄物の処理 廃棄物の埋立処分、中間処理（最終処分以外の処分をいう。）、積替保管及び再生利用をいう。
- (6) 廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 最終処分場 一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所及び産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所で次に掲げるものをいう。
 - (ア) 令第5条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所
 - (イ) 令第7条第14号イからハマまでに規定する産業廃棄物の埋立処分の用に

供される場所

- イ 中間処理施設 一般廃棄物の処理施設及び産業廃棄物の処理施設のうち次に掲げるものをいう。
 - (ア) 法第8条第1項に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設
 - (イ) 令第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設
 - (ウ) 産業廃棄物の排出事業者に係る処理施設で、ア、ウ及びエに掲げるもの並びに(ア)及び(イ)に該当するものを除く現に事業活動を営んでいる場所以外に設置する産業廃棄物の処理施設(条例第12条第1項第1号、第2号で定める施設に限る。)
 - (エ) 一般廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業者の当該業に係る施設で、ア、ウ及びエに掲げるもの並びに(ア)及び(イ)に該当するものを除く処理施設
 - ウ 積替・保管施設 令第3条第1項第1号へ及びり、令第6条第1項第1号ハ及びホ並びに令第6条の5第1項第1号ロ及びニに規定する積替え又は保管を行う施設のうち次に掲げるものをいう。
 - (ア) 産業廃棄物の排出事業者に係る積替・保管施設で現に事業活動を営んでいる場所以外に設置する産業廃棄物の積替・保管施設(条例第12条第1項第3号で定める施設に限る。)
 - (イ) 一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者の当該業に係る積替・保管施設
 - エ 再生利用施設 一般廃棄物再生利用業者及び産業廃棄物再生利用業者の当該業に係る積替・保管施設及び再生活用施設をいう。
- (7) 設置等 次に掲げる事項をいう。
- ア 廃棄物処理施設の設置
 - イ 廃棄物処理施設の主要な設備の変更又は処理能力の増加
 - ウ 廃棄物処理施設において取扱う廃棄物の種類の変更(種類の追加に限る。)
 - エ 廃棄物処理施設用地の拡大
 - オ 既に製造施設等として設置された施設の、廃棄物処理の目的での使用
 - カ 排出事業者が、自らその産業廃棄物の処理を行うことを目的として現に有している又は使用している処理施設の、廃棄物処理業の目的での使用
 - キ その他環境保全、災害防止のうえで支障を及ぼすおそれがあると市長が認める廃棄物処理施設の変更
- (8) 事業者等 次に掲げる者をいう。
- ア 廃棄物の排出事業者
 - イ 廃棄物処理業者 次に掲げる許可を受けようとする者及び受けている者をいう。
 - (ア) 法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可
 - (イ) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の許可

(ウ) 法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の許可

ウ 廃棄物再生利用業者 規則第2条第2号、規則第2条の3第2号、規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の指定を受けようとする者及び受けている者をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等及び廃棄物の処理を行うにあたっては、法その他関係法令で定める諸基準のほか、この要綱に定める諸基準を遵守しなければならない。

2 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等及び廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

3 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等の計画策定にあたっては、本市が定めた土地利用計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。

4 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等にあたっては、地域住民等の理解を得るようにしなければならない。

5 事業者等(廃棄物処理業者に限る。)は、廃棄物処理施設の設置等の計画策定及び廃棄物の処理を行うにあたっては、市域から排出される廃棄物の取扱いを優先するものとし、市域以外の地域から排出される廃棄物の取扱いを抑制するよう努めなければならない。

6 事業者等又はその代行者等は、廃棄物処理施設の設置等に関し、地域住民その他の関係者への強要、脅迫その他これらに類似する威嚇行為はしてはならない。

第2章 事前協議

(事前協議)

第4条 事業者等は、廃棄物処理施設(都市計画法第11条に規定する施設で都市計画決定されるものを除く。)の設置等を行おうとする場合であって次の各号に掲げる申請又は届出を行うときは、あらかじめ、廃棄物処理施設設置等事前協議書(別記第1号様式)を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、次条に該当するときはこの限りでない。

(1) 法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可の申請

(2) 法第8条第1項又は法第9条第1項の許可の申請

(3) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の許可の申請

(4) 法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の許可の申請

(5) 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可の申請

(6) 規則第2条第2号又は規則第2条の3第2号の指定の申請

- (7) 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の指定の申請
- (8) 法第7条の2第3項の変更の届出
- (9) 法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の変更の届出
- (10) 法第15条の2の5第1項の規定による届出（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）
- (11) 条例第12条第1項又は条例第15条第1項の許可の申請

2 前項の廃棄物処理施設設置等事前協議書には次の各号に掲げる関係書類等を添付しなければならない。

- (1) 環境調査報告書（別記第2号様式）
- (2) 位置図（縮尺25,000分の1）
- (3) 付近の見取図（縮尺2,500分の1）、案内図及び計画地並びに周辺の地形の状況を示す写真
- (4) 公図の写し
- (5) 都市計画図
- (6) 土地利用現況図
- (7) 廃棄物処理施設の計画概要として次に掲げる書類
 - ア 事業計画書
 - イ 計画地の敷地内配置図
 - ウ 処理フロー図
 - エ 予定施設一覧表
 - オ 廃棄物処理施設の設計概要図（平面図、立面図、側面図、構造図及び断面図等）
 - カ 施設の仕様を示す書類（仕様書、カタログ及び能力計算書）
 - キ 給排水計画図
- (8) 誓約書（別記第3号様式）及び定款又は第2条（8）イに掲げる許可を既に受けている者にあつては当該許可に係る許可証の写し
- (9) 事業者等が法人である場合には、履歴事項全部証明書
- (10) 事業者等が個人である場合には、住民票の写し
- (11) 計画地の土地の使用権原を有することを証する書類として次に掲げる書類
 - ア 土地の登記事項証明書
 - イ 借地がある場合にあつては、当該土地所有者の仕様承諾書
 - ウ 搬入道路が私道である場合にあつては、当該搬入道路管理者の通行承諾書
- (12) 施設の設置等に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類（別記第4号様式）
- (13) 説明会等計画書（別記第5号様式）及び説明会等に係る書類として次に掲げる書類
 - ア 説明会等を実施する範囲を示す書類

イ 説明会等を実施するにあたり使用する資料

(14) 生活環境影響調査計画書

(第2条第6号ア及びイの(ア)、(イ)に規定する廃棄物処理施設に係るものに限る。ただし、「環境影響評価法」第2条又は「千葉県環境影響評価条例」第2条に規定する対象事業に該当する場合には環境影響調査準備書又は環境影響評価書に替えることができる。

(15) その他市長が必要と認める書類

- 3 事業者等は、第1項の規定により市長に提出する事前協議書等(別記第1号様式及び前項の関係書類等をいう。以下同じ。)及び事前協議において、市長が別に定める立地等に関する基準(以下「立地基準」という。)に(第2条第7号オに該当する場合には、原則として)適合するようにするとともに、構造に関する基準(以下「構造基準」という。)及び維持管理に関する基準(以下「維持管理基準」という。)にも適合するようにしなければならない。ただし、条例第12条に規定する小規模産業廃棄物処理施設については、「構造基準」及び「維持管理基準」の規定を適用しないものとする。
- 4 市長は、前項の基準に明らかに適合しないと認められる事前協議書等に係る事前協議又は事前協議書等の提出時において、廃棄物の処理に関し、措置命令を受けその支障の除去等の措置を講じない者又は改善命令、改善勧告を受けその処理の方法の変更等の必要な措置を講じない者に係る事前協議については応じないものとする。

(廃棄物処理施設の更新)

第4条の2 事業者等は、処理実績がある同一事業場内の同一種類の廃棄物処理施設の更新(第2条第6号イ及びエに該当する施設の更新に限り、前条第1項第2号、第5号及び第11号に掲げる申請を行う場合を除く。)を行おうとするときは、廃棄物処理施設更新届出書(別記第1号様式の2)を市長に提出し、別表第1に掲げる部局が所管する関係法令に基づき、必要な申請や協議等の調整を行わなければならない。

- 2 前項の廃棄物処理施設更新届出書には前条第2項第7号イ、オ及びカに掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 事業者等は、第1項の調整が終了したときは、関係法令調整済報告書(別記第1号様式の3)を市長に提出し、その結果を報告しなければならない。

(現地調査)

第5条 廃棄物指導課長は、第4条第1項の規定による事前協議書等を受領した後、必要に応じ現地調査を行うものとする。

(協議会の設置及び運営)

第6条 廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、船橋市
廃棄物処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（協議会の審査）

第7条 廃棄物指導課長は、事前協議書等を協議会の審査に付するものとする。

2 協議会の会長は、事前協議書等の審査のため必要と認める場合には、事業者等
に対し説明を求めることができる。

（計画の審査指示等）

第8条 市長は、協議会の審査結果に基づき、事業者等に対し廃棄物処理施設の設
置等を行うにあたっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示（以下
「審査指示」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の審査指示を行うにあたり、生活環境の保全に関し専門的知識を
有する者の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の審査指示（廃棄物処理施設の設置等を行うにあたっての留意
事項に限る。）を行うときは、次の各号のいずれかにより定める事前協議書等の
内容を周知することが適当と認められる地域（以下「関係地域」という。）を、
併せて指示するものとする。

（1）最終処分場の計画にあつては、計画区域からおおむね300メートル以内の
地域及び搬入道路（国道、県道、市町村道及び法定外共用道路を除く。以下同
じ。）の沿道（道路端からおおむね30メートル以内の地域。以下同じ。）

（2）最終処分場以外の計画にあつては、計画区域からおおむね200メートル以
内の地域及び搬入道路の沿道

（関係機関等との調整）

第9条 事業者等は、審査指示事項を満足させるための関係機関との調整、協議等
を自らの責任において行わなければならない。

（説明会の開催）

第10条 事業者等は、第8条第3項の規定により市長が指示した関係地域に居住
する住民（以下「関係地域住民」という。）に対し、自らの責任において説明会
を開催し、事業計画の説明を行わなければならない。この場合において、関係地
域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域の周辺地域で開催す
ることができる。

2 事業者等は、説明会を開催するにあたっては、その場所、日程、事業計画の概
要等について、あらかじめ、関係地域住民に周知を図らなければならない。

3 事業者等はその責めに帰することのできない理由で説明会を開催することがで

きない場合は、事前協議書等についてその内容を平易に要約した文書を配布する等の方法により周知に努めなければならない。

- 4 事業者等は、説明会の日程が終了したとき、またはやむを得ず文書等の配布により周知を終了したと判断した場合は、その実施状況について記載した説明会等実施状況報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の報告書の内容から、十分説明がなされていないと判断するときは、事業者等に対し、再度説明会を開催することを指示することができる。
- 6 前項の規定による指示に基づく説明会については、第1項から第4項までの規定を準用する。

（関係地域住民との調整）

- 第11条 事業者等は、当該事業計画の実施に関する環境保全協定を関係地域の関係地域住民（世帯主）3分の2以上で構成する団体の長と締結しなければならない。ただし、関係地域住民（世帯主）3分の2以上から当該事業計画の実施に関する環境保全協定と同等の条件による承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 前条及び前項の規定は、当該事業計画が次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は省略することができる。
 - (1) 「環境影響評価法」第2条又は「千葉県環境影響評価条例」第2条に規定する対象事業に該当するとき
 - (2) 建設汚泥の最終処分場の設置者が当該処分場で処分するため当該処分場内に汚泥の脱水又は乾燥施設を設置するとき
 - (3) 新たに令第5条第1項若しくは第2項又は令第7条に規定する施設に該当する施設の変更であって、主要な施設の変更を伴わないとき

（審査指示事項調整済回答書）

- 第12条 事業者等は、第9条から前条第1項までの調整、協議等が終了した場合は、審査指示事項調整済回答書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、審査指示事項調整済回答書を受理したときは、これを関係機関に照会し、その内容を確認するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による確認により第9条から前条第1項までの規定による調整、協議等が終了していないと認められる場合には、事業者等に対し当該事項について再度当該調整、協議等を行うことを指示するものとする。
 - 4 前項の規定による調整、協議等については、第9条から第2項までの規定を準用する。

（事前協議の終了通知）

- 第13条 市長は、前条の規定により調整、協議等が終了したと認められる場合には、事業者等に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

(事前協議の有効期間)

第13条の2 事前協議の有効期間は、前条の規定による通知をした日の翌日から起算して1年間とする。ただし、事前協議を終了した者から設置に係る許可申請又は届出の遅延の申し出があり、市長がこれを正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

(事前協議の変更)

第14条 事業者等は、第22条第1項の規定による通知を受けるまでの間に、第4条第1項の規定により市長に提出した事前協議書等の内容に変更があったときは、廃棄物処理施設設置等事前協議変更書（別記第8号様式）に変更に係る図書類を添付し市長に提出し、再度協議しなければならない。ただし、軽微な変更を行う場合にあつては、廃棄物処理施設設置等事前協議軽微変更届出書（別記第9号様式）に変更に係る図書類を添付し市長に届出することによりこれに代えることができる。

2 第4条から前条までの規定は、変更の事前協議に準用する。

3 第1項で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
- (2) 第2条（8）イに掲げる許可を既に受けている者にあつては当該許可に係る内容の変更
- (3) 施設設置等に要する資金の総額及び資金の調達方法の変更
- (4) その他市長が軽微な変更であると認める変更

(報告の徴収)

第15条 市長は、事業者等に対し、必要に応じ、調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(事前協議の取下げ及び有効期間)

第16条 事業者等は、事前協議を取り下げる場合には事前協議取下書（別記第10号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、第8条第1項の審査指示の日から起算して2年を経過した日、又は第4条第1項の規定による事前協議書の提出の日から3年を経過した日において、第4条第1項の協議が終了していないときは、当該事前協議書等は、取り下げられたものとみなす。

ただし、「環境影響評価法」第2条又は「千葉県環境影響評価条例」第2条に規定する対象事業に該当するとき又は、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(手続きの省略)

第17条 次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が適当と認める場合は、第7条から第12条の規定の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 既に製造施設等として設置され、おおむね5年以上の生産実績のある施設を利用して廃棄物を処理(再生活用を含む。以下同じ。)するとき。
- (2) 廃棄物を排出する事業者が当該廃棄物を自ら処理するために設置し、おおむね5年以上処理実績がある処理施設等を利用して他人の廃棄物を処理するとき。
- (3) 土地区画整理事業等に伴い施設を移設するとき(当該事業区域地内での移設に限る。ただし、最終処分場を除く。)
- (4) 既に造成が完了している工業専用地域に設置等するとき。
- (5) おおむね5年以上の処理実績がある同一事業場内の同一種類の処理施設の増設、更新又は変更であって、能力の増加が当該施設に係る事前協議時の50パーセント以内であるとき(変更によって新たに令第5条第1項に規定する一般廃棄物処理施設若しくは令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当する場合、廃棄物処理施設用地を拡大する場合又は第4条の2第1項に規定する廃棄物処理施設の更新に該当する場合を除く。)
- (6) 生活環境への影響を改善する目的で施設を変更するとき。
- (7) 主要な施設の変更を伴わない施設の変更又は廃棄物の種類の変更をするとき(変更によって新たに令第5条第1項に規定する一般廃棄物処理施設若しくは令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当する場合、廃棄物処理施設用地を拡大する場合又は新たに特別管理一般廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物を追加する場合を除く。)
- (8) 処理実績がある産業廃棄物処理施設について、法第15条の2の5第1項に規定する特例の届出をするとき。
- (9) 廃棄物処理業者の当該業に係る中間処理施設での処理の前処理として選別される廃棄物の積替保管施設を当該中間処理施設と同一敷地内で設置するとき。
- (10) 積替・保管施設の敷地面積の拡大を伴わない施設の変更又は廃棄物の種類の変更をするとき(新たに特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を追加する場合を除く。)
- (11) その他、既に事前協議と同等の手続きがなされていると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定によるほか、関係法令、関係地域住民等との調整及び環境保全対策の内容等から適当と認める場合には、第7条から第12条までの規定の全部又は一部を省略することができる。

第3章 施設の設置等

(構造基準の遵守)

第18条 事業者等は、廃棄物処理施設を設置しようとするときは、廃棄物処理施

設の構造について、構造基準を遵守しなければならない。

(設置に係る許可申請等)

第19条 事業者等は、次に掲げる許可を要する廃棄物処理施設を設置しようとするときは、第13条の規定による通知を受けた後に当該許可の申請を行うものとする。

- (1) 法第8条第1項又は法第9条第1項の許可
- (2) 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可
- (3) 条例第12条第1項又は条例第15条第1項の許可

2 前項の各号に掲げる許可を要しない廃棄物処理施設を設置しようとする事業者等は、第13条の規定による通知を受けた後に、廃棄物処理施設設置届出書(別記第11号様式)により市長に届け出なければならない。

(譲受け・借受け等に係る許可申請等)

第20条 法第9条の5第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けようとするものは、当該許可申請書に付近の見取図及び第11条に規定する環境保全協定書の写しを添付しなければならない。

2 第19条第2項の届出者から届出施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、事前に廃棄物処理施設譲受け(借受け)届出書(別記第12号様式)により市長に届け出なければならない。

3 第19条第2項の届出者から届出施設を相続したとき又は法人である届出者の合併若しくは分割があったときは、当該廃棄物処理施設の相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該廃棄物処理施設の全部を承継した法人は、当該廃棄物処理施設の届出者の地位を承継する。

なお、相続、合併又は分割があった日から30日以内に、相続届出書(別記第13号様式)又は合併・分割届出書(別記第14号様式)にその事実を証する書面を添付して市長に届け出なければならない。

(使用前検査)

第21条 事業者等は、第19条第2項に規定する廃棄物処理施設の設置等の工事(第4条の2第1項に規定する廃棄物処理施設の更新を含む。)が竣工したときは、工事完了報告書(別記第15号様式)により市長に届け出るとともに、その使用前検査を受けなければならない。

(工事完了確認通知)

第22条 市長は、次に掲げる検査を行い、当該廃棄物処理施設が次項に掲げる技術上の基準及び構造基準に適合していると認められる場合には、事業者等にその旨通知するものとする。

- (1) 法第8条の2第5項に規定する検査（法第9条第2項において準用する場合を含む。）
- (2) 法第15条の2第5項に規定する検査（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）
- (3) 条例第14条第3項に規定する検査（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）
- (4) 前条の使用前検査

2 前項に規定する技術上の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第8条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準（法第9条第2項において準用する場合を含む。）
- (2) 法第15条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）
- (3) 条例第14条第1項に規定する小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）

3 事業者等は、第1項の通知を受けた後でなければ、当該廃棄物処理施設を使用してはならない。

（処理業の許可の申請）

第23条 次に掲げる許可又は指定の申請を要する者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に当該許可又は指定の申請を行うものとする。

- (1) 法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可
- (2) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の許可
- (3) 法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の許可
- (4) 規則第2条第2号又は規則第2条の3第2号の指定
- (5) 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の指定

第4章 維持管理

（維持管理基準の遵守）

第24条 事業者等は、廃棄物処理施設の維持管理にあたっては、維持管理基準を遵守しなければならない。

（維持管理状況の報告）

第25条 事業者等は、廃棄物処理施設（令第5条第1項若しくは第2項又は令第7条各号に規定する廃棄物処理施設を除く。）の維持管理の状況を毎日記録し、毎年1月から3月までの分を4月10日までに、4月から6月までの分を7月10日までに、7月から9月までの分を10月10日までに、10月から12月までの分を翌年の1月10日までに、施設の種類に応じた廃棄物処理施設維持管理報告書（別記第16号様式から別記第20号様式）により市長に報告しなければならない。

ならない。

(事故時の措置)

第26条 事業者等は、廃棄物処理施設又はその他関連施設について、故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、速やかに廃棄物処理施設事故報告書(別記第21号様式)により市長にその状況を報告するものとする。

2 前項の場合において、市長が事業者等に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、事業者等はこれに従わなければならない。

3 市長は、前項の措置が完了するまでの間、当該廃棄物処理施設の操業の停止を指示することができる。

(廃止・休止・再開届出)

第27条 事業者等は、廃棄物処理施設(令第5条第1項及び第2項、令第7条各号並びに条例第12条第1項に規定する廃棄物処理施設を除く。)を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、廃棄物処理施設廃止(休止・再開)届出書(別記第22号様式)により市長に届け出なければならない。

(閉鎖協議等)

第28条 事業者等は、最終処分場を廃止しようとするときは、あらかじめ最終処分場閉鎖協議書(別記第23号様式)により市長に協議し、承認を得なければならない。

第5章 その他

(許可手続の中断等)

第29条 市長は、事業者等が廃棄物の処理に関し法及び他の関係法令に基づく改善命令、改善勧告等を現に受けている場合においては、その改善等を行うまでの間、この要綱に基づく手続きを中断することができる。

(台帳の整備等)

第30条 市長は、第4条第1項の規定による事前協議について、その内容を記した台帳を整備するものとする。

(書類等の提出先)

第31条 本要綱に基づき市長に提出する書類等の提出先は、廃棄物指導課とする。

(提出書類の部数)

第32条 第4条第1項、第2項、第12条第1項及び第14条第1項に係る書類等は、廃棄物指導課長の指示する部数とする。

2 第10条第4項、第16条第1項、第19条第2項、第20条第2項及び第3項、第21条並びに第25条から第28条までに係る書類は、各1部とする。

(委任)

第33条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(平成10年6月17日改正以後)の諸規定に基づき提出されている廃棄物処理施設に係る計画等は、この要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 市長が別に定める立地等に関する基準、構造に関する基準及び維持管理に関する基準に関する経過措置については、各々の基準において定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、なお従前の例によるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、なお従前の例によるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、な

お従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、なお従前の例による。また、この規則の施行の際、現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

所 属	
船橋市保健所	衛生指導課
環境部	環境政策課
	環境保全課
	資源循環課
	廃棄物指導課
	クリーン推進課
経済部	商工振興課
	農水産課
都市計画部	都市計画課
都市整備部	都市整備課
	公園緑地課
道路部	道路計画課
下水道部	下水道河川管理課
	河川整備課
建築部	建築指導課
	宅地課
消防局	予防課
	警防課
農業委員会事務局	
教育委員会学校教育部	保健体育課
教育委員会生涯学習部	文化課

廃棄物処理施設の立地等に関する基準

平成15年 4月 1日制定

平成26年 7月15日一部改正

第1 趣旨

この基準は「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。)第4条第3項の規定により、廃棄物処理施設の立地等に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるものとする。

第3 最終処分場

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

ア 最終処分場(次に掲げるもののうち廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。)からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び市長が適当と認める場合を除く。

(ア) 既に設置されたもので埋立終了届が提出されていないもの

(イ) 指導要綱第4条第1項に基づく事前協議書が提出されているもの

(ウ) 市が計画中のもの

イ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね50メートル以上であること。ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ウ 宅地の開発予定地(船橋市宅地開発事業指導要綱(昭和53年5月1日制定)の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの)及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。

エ 土地区画整理事業の予定区域(都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの)及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を原則として含まないこと。

オ 河川、海又は湖沼からの距離はおおむね50メートル以上であること。

(2) 次に掲げる自然環境又は災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

ア 自然公園特別地域

- イ 自然環境保全地域特別地区
- ウ 鳥獣特別保護区
- エ 緑地保全地域
- オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- カ 風致地区
- キ 保安林、保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所
- キ 都市計画法による住居又は商業の用に供する場所として、定められている地域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- コ その他、市長が最終処分場として不適当と認める場所

(4) 最終処分場までの使用道路の条件

- ア 幅員は大型車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- イ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 次の事項について承諾が得られること。

(1) 最終処分場予定地の土地権利原等

- ア 最終処分場予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、埋立処分する産業廃棄物の種類、埋立方法、跡地利用等の条件その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
- イ 最終処分場予定の土地までの搬入道路（国道、県道、市町村道及び法定外公共用道路を除く。以下同じ。）の管理者から、廃棄物の搬入に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

(2) 隣接地の土地所有者等の承諾

最終処分場予定地の隣接地（公図の筆と筆で隣接している場合であっても、

最終処分場の計画区域からおおむね10メートル以上離れている場合を除く。)の土地所有者(農地の場合は耕作者を含む。)から、埋立処分する廃棄物の種類、埋立方法等について承諾が得られること。

(3) 水路等の管理者等の承諾

放流水(雨水、湧水等を除く。)がある場合は、放流地点からおおむね500メートル以内の河川、水路等の管理者(国及び地方公共団体の長が管理者の場合を除く。)、水利権者及び耕作者の団体の長の承諾が得られること。

ただし、放流水が雨水、湧水等の場合であっても、地域の特性により、承諾が必要なことがある。

3 次の事項について指示された場合には、これらを満足させることができること。

(1) 閉鎖に係る誓約及び連帯保証

最終処分場の閉鎖に係る必要な措置に関して、これを確実に履行することを誓約できること。なお、借地に設置する場合には、当該土地所有者等が連帯してこれを保証できること。

(2) 跡地利用

埋立終了後、生活環境保全上支障を生ずるおそれのある土地利用を行わないことについて、土地所有者の承諾が得られること。

(3) 閉鎖後の保証

事業者等及び当該土地所有者等が最終処分場の閉鎖後において、最終処分場に係る苦情等の管理(補償及び賠償を含む。)を責任を持って行うことを誓約でき、これを連帯して保証できること。

(4) その他、最終処分場の立地等について必要なこと。

第4 中間処理施設及び再生利用施設

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

ア 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

イ 宅地の開発予定地(船橋市宅地開発事業指導要綱(昭和53年5月1日制定)の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの)を含まないこと。

ウ 土地区画整理事業の予定区域(都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの)を原則として含まないこと。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

ア 自然公園特別地域

イ 自然環境保全地域特別地区

ウ 鳥獣特別保護区

- エ 緑地保全地域
- オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- カ 風致地区
- キ 保安林、保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所
- キ 当該施設が、建築物又は第一種特定工作物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- コ その他市長が中間処理施設又は再生利用施設に係る土地として、不相当と認める場所

(4) 中間処理施設又は再生利用施設に係る土地までの使用道路の条件

- ア 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- イ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 予定地の土地使用権原等について次の承諾が得られること。

(1) 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、取り扱う廃棄物の種類、中間処理方法、再生利用方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

(2) 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

3 その他、中間処理施設又は再生利用施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

第5 積替・保管施設

1 立地環境

- (1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。
- ア 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。
 - イ 宅地の開発予定地（船橋市宅地開発事業指導要綱（昭和53年5月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）を含まないこと。
 - ウ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。
- (2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。
- ア 自然公園特別地域
 - イ 自然環境保全地域特別地区
 - ウ 鳥獣特別保護区
 - エ 緑地保全地域
 - オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
 - カ 風致地区
 - キ 保安林、保安林予定森林
 - ク 急傾斜地崩壊危険区域
 - ケ 砂防指定林
 - コ 地すべり防止区域
 - サ 海岸保全区域
- (3) 次の場所を原則として含まないこと。
- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
 - イ 郷土又は緑地環境保全地域
 - ウ 鳥獣保護区
 - エ 首都圏近郊緑地保全区域
 - オ 特定植物群落
 - カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来の土地利用計画がある区域又は場所
 - キ 当該施設が建築物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
 - ク 文化財保護を図る必要のある場所
 - ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
 - コ その他市長が廃棄物の積替・保管施設に係る土地として、不相当と認める場所
- (4) 積替・保管施設に係る土地までの使用道路の条件
- ア 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
 - イ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若し

- くは補修及び安全施設等の整備を行えること。
- 2 予定地の土地権利等について次の承諾が得られること。
 - (1) 積替・保管施設に係る予定の土地を使用する権利が得られ、かつ、取り扱う廃棄物の種類、積替・保管方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
 - (2) 積替・保管施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。
 - 3 その他、積替・保管施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

第6 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(平成10年6月17日改正以降)に基づき事前協議中の廃棄物処理施設については、従前の規定による。
- 3 最終処分場に係る事前協議書等の提出時において、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の指導要綱に基づき廃棄物処理施設設置届出がなされたもので埋立処分が終了していない埋立処分場(廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。)からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び市長が適当と認める場合を除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際現に事前協議中の廃棄物処理施設の立地等に関する基準については、従前の規定による。

廃棄物処理施設の構造に関する基準

平成15年	4月	1日	制定
平成26年	7月15日		一部改正
平成28年	3月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
令和元年	5月	1日	一部改正

第1 趣旨

この基準は、「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第3項の規定により、廃棄物処理施設の構造に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、以下「最終処分基準省令」という。）の例によるものとする。

第3 準用規格等

廃棄物処理施設の設計、施工に当たっては、次の規格等によるものとし、重複する場合は、この基準が優先する。

- (1) JIS 規格
- (2) 土質工学会「土質試験法」、「土質調査法」
- (3) 道路土工構造物技術基準、日本道路協会「道路土工指針」
- (4) 船橋市土木工事共通仕様書
- (5) その他関連規格等

第4 最終処分場

1 最終処分場の種類

最終処分場は、埋立処分する廃棄物の種類により、次の3種類に分類するものとする。

- (1) 遮断型最終処分場 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (2) 安定型最終処分場 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (3) 管理型最終処分場 前(1)又は(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場

2 共通基準

最終処分場に係る共通の構造基準は、法、令、規則（以下、「法令等」という。）

及び最終処分基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 最終処分基準省令第1条第1項第1号（第2条第1項第4号において準用する場合を含む。）、第2条第1項第2項イ及び第3号イに規定する囲いは、原則として処分場の全周囲に設けられていること。

ただし、最終処分基準省令第1条第2項第17号及び第2条第2項第2号トの規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合を除く。

イ 囲いの構造等は、原則として、表-1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。ただし、周囲の状況等によっては、表-2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとするができる。

ウ 出入口は、原則として一か所とし、門扉は前イの構造を有し、施錠できるものとする。

表-1

高さ	規格・材質
地盤面より1.8m以上	波形亜鉛引鉄板又はネットフェンス

(注) 波形亜鉛引鉄板についてはおおむね10mごとに、1か所（幅1.0m程度）のネットフェンス等による風抜きを設置すること。

ただし、ネットフェンスは構造的に強固かつ耐久性のあるものとする。

表-2

高さ	規格・材質
地盤面より1.8m以上	有刺鉄線：(1種) #14 径2.0mm以上 杭間隔：2.0m以内 張り間隔：0.3m以下の6本張り以上

(2) 表示等

ア 最終処分基準省令第1条第1項第2号及び第2条第1項第1号に規定する立札その他の設備は、様式第1又は2によること。

イ 表示位置は、原則として門扉の付近とすること。

様式第 1

一般廃棄物の最終処分場				25	↑		
処理施設設置者名	船橋市長許可第		号 ○○○株式会社	25			
一般廃棄物の種類				25	↓		
埋立処分の期間	年	月	日～	年		月	日
管 理 者 名			連絡先			25	
50	50	25	75				
←—————200—————→							

様式第 2

産業廃棄物の最終処分場（○○型）				25	↑		
産業廃棄物処理業者名	船橋市長許可第		号 ○○○株式会社	25			
産業廃棄物の種類				25	↓		
埋立処分の期間	年	月	日～	年		月	日
管 理 者 名			連絡先			25	
50	50	25	75				
←—————200—————→							

- (注) 1. 寸法の単位はc mとする。
 2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
 3. 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。
 4. 産業廃棄物排出事業者の設置する産業廃棄物の最終処分場にあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。
 5. 有害な産業廃棄物の最終処分場にあつては、「産業廃棄物最終処分場」とあるのを「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。

(3) 地滑り防止工・地盤沈下防止工

ア 最終処分基準省令第1条第1項第3号（第2条第1項において準用する場合を含む。）に規定する地滑り防止工及び沈下防止工の工法は、現地調査、地質・土質調査等により決定すること。

イ 地滑り防止工法・沈下防止工法は第3の準用規格等によること。

(4) 開渠その他の設備

ア 設置位置は、原則として保安距離内とすること。

イ 開渠その他の設備の断面等は、原則として次式により算定し決定すること。

(ア) 雨水流出量の算定

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³ / s e c)

C : 地形、地表面の状態等による流出係数

I : 降雨強度 (mm / h)

A : 流域面積 (h a)

※ I = 5年確率の降雨強度とする。

(イ) 断面等の決定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³ / s e c)

A : 流水部の断面積 (m²)

V : 平均流速 (m / s e c)

※ $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$

i : 動水勾配

n : 粗度係数

R : 径深 (A / P)

P : 潤辺長 (m)

(ウ) 設計勾配

設計勾配は、水路の洗掘、土砂の堆積等の防止に十分配慮し決定すること。

(5) 構造物の設計

擁壁、土えん提等の設計は、環境調査その他の調査結果を基に次の検討を行うこと。

ア コンクリート擁壁の設計

(ア) 擁壁を含む地盤全体の安定検討

(イ) 擁壁が転倒、滑動しないかの検討

(ウ) 底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

(エ) 常時及び地震を受けた場合の検討

(オ) その他必要な検討

イ 土えん提等の設計

(ア) 土えん提を含む地盤全体の安定検討

(イ) 土えん提が転倒、滑動しないかの検討

(ウ) 底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

(エ) 常時及び地震を受けた場合の検討

(オ) その他必要な検討

(6) 保安距離

ア 隣接地が農地、林地等又は公道（道路、水路）の場合

埋立地は、処分場境界線より内側に、水平距離で2.0メートル以上の保安距離を保つこと。

イ 隣接地がその他の場合

埋立地は、その他の物件が破壊又は崩壊等することのないよう十分な保安距離を保つこと。

ウ えん提の場合は法尻より、擁壁等の場合は基礎部より、それぞれ処分場境界線まで、ア及びイの保安距離を保つこと。

(7) 崩壊防止

ア 切土

(ア) 地山の土質に対する切土勾配は、表－3を基準とし、原則として1層の切土高は5.0メートル以下とすること。

(イ) 土質が異なる場合は、安全側の勾配を採用し、単一切土断面とすること。

(ウ) 遮水工を施工する場合は、表－3の基準を基に、遮水工の施工性を考慮し勾配を決定すること。

イ 盛土(土えん提)

(ア) 盛土部は地山の伐開、除根等を必ず行い現地盤と盛土の密着を図ること。

(イ) 地山が斜面の場合は段切を施し、盛土施工に当たっては、直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締め固めをすること。

(ウ) 盛土材料及び盛土高に対する盛土勾配は、表－4の基準とし、原則として1層の盛土高は5.0メートル以下とすること。

(エ) 土えん提の場合は、提頂幅は3.0メートル以上とすること。

(オ) 盛土材料は、原則として同一土質とすること。

(カ) 遮水工を施工する場合は、表－4の基準を基に、遮水工の施工性を考慮し、勾配を決定すること。

ウ 小段

(ア) 切土の場合

① 同一土質からなる場合は、土質・岩質・法面の規模に応じて、原則として切土直高5.0メートルごとに、水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

② 土質が異なる場合は、湧水等を考慮してその境界などにあわせて切土直高5.0メートルごとに、水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

(イ) 盛土の場合

原則として盛土直高5.0メートルごとに水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

エ 安定検討

(ア) 表－3、表－4の切土高、盛土高を超える場合及び特殊な条件下の場合は、法面の安定検討をすること。

(イ) 安定検討方法は、有効応力法、円形すべり面法等によること。

オ 法面保護

- (ア) 埋立地以外の切土、盛土箇所は必要に応じ、表-5に掲げる工法により法面の崩壊防止工、保護工を施すこと。
- (イ) 植生工を採用する場合は、生育に必要な衣土及び肥料を施すこと。
- (ウ) 必要に応じ小段排水溝、縦排水溝を設けること。

表-3

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟岩			1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂質土	密実なもの	5m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 ~ 10m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利又は岩塊まじりの砂質土	密実なもの、又は粒度分布の良いもの	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 ~ 15m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの、又は粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 ~ 15m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘性土		10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2

(注) シルトは粘性土に区分することとする。

表-4

盛土材料	盛土高	勾配	摘要
粒度の良い砂 (SW)、砂利及び砂利まじりの砂 (GM) (GC) (GW) (GP)	5 m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。
	5 ~ 15m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
粒度の悪い砂 (SP)	10m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
岩塊 (ずりを含む)	10m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	10 ~ 20m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
砂質土 (SM) (SC)、硬い粘質土、硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5 m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5 ~ 10m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
軟らかい粘質土	5 m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	

(注) 盛土高とは、法肩と法尻の高低差をいう。

表-5

分類	工 法	目 的 ・ 特 徴
植 生 工	種 子 吹 付 工 植 生 マ ッ ト 工 張 芝 工 客 土 吹 付 工 厚 層 基 材 吹 付 工	侵食防止、全面植生（緑化）
	植 生 筋 工 筋 芝 工	盛土法面の侵食防止、部分植生
	植 生 穴 工 土 の う 工	不良土、硬質土法面の侵食防止、部分植生
	樹 木 植 栽 工	環境保全、景観
構 造 物 に よ る 法 面 保 護	モ ル タ ル 吹 付 工 コ ン ク リ ー ト 吹 付 工 石 張 工 ブ ロ ッ ク 張 工 プ レ キ ャ ス ト 枠 工	風化、没食の防止 中詰めが土砂やぐり石の空詰めの場合は侵食防 止
	コ ン ク リ ー ト 張 工 吹 付 砕 工 現 場 打 ち コ ン ク リ ー ト 砕 工 ア ン カ ー 工	法面表層部の崩落防止、多少の土圧を受けるおそ れのある箇所の土留、岩盤はく落防止
	編 棚 工 じ ゃ か ご 工	法面表層部の侵食や湧水による流出の抑制
	落 石 防 止 編 工	落石防止
	石 積、ブ ロ ッ ク 積 擁 壁 工 ふ と ん か ご 工 井 桁 組 擁 壁 工 コ ン ク リ ー ト 擁 壁 工 く い 工 補 強 土 工	ある程度の土圧に対抗（抑止工）

(8) 地下水の水質監視用井戸

ア 地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を2か所以上設置すること。

(ア) 設置位置

地下水の下流側に1か所及びその他必要な場所に1か所以上設けること。

(イ) 設置深さ

第一帯水層までとすること。

(ウ) 設置規格

管径100ミリメートル以上とし、第一帯水層にストレーナーを設けること。

イ 監視用井戸の水質検査は、当該井戸の設置後、直ちに実施すること。

ウ 水質検査項目は、表-6に定めるとおりとする。

(9) 隣接地の雨水等の処理

ア 処分場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

イ 排水設備は原則として、埋立廃棄物と接触しない場所に設けること。

ウ 構造等

① 断面等の決定は、第4-2-(4)-イの規定によること。

② 無孔管の管路式を原則とし、埋立廃棄物等の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重及び浸出液等の化学作用に十分耐える材質、管圧を有する構造とすること。

③ えん提等構造物内を通る場合は、構造物に対し直角とし、影響距離を短くし、必要に応じ、止水壁を設けること。

④ 必要に応じ、地盤沈下対策及び管渠の補強対策を講ずること。

(10) 基準高の設定

ア 計画地周辺に、基準高(仮BM)を2か所以上設定し、埋立地の構造、廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が常に判別できるようにすること。

イ 基準高の設定は、沈下等変位のない構造又は位置であること。

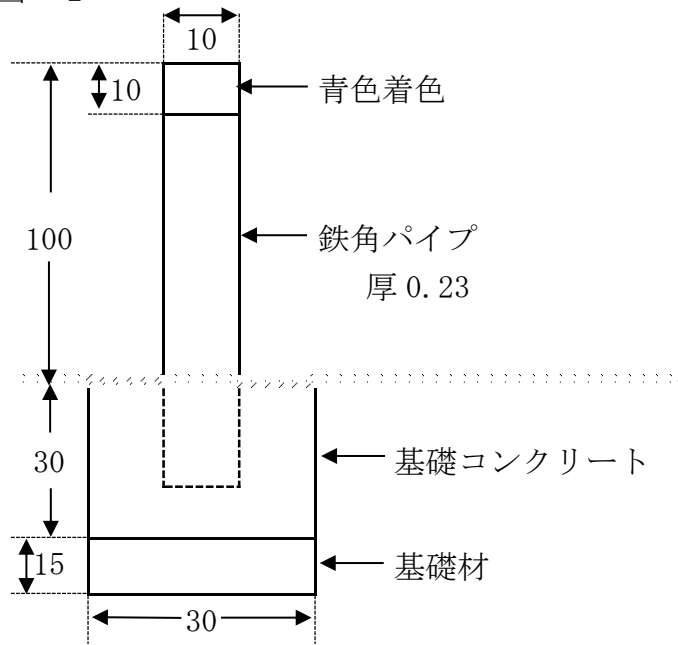
ウ 埋立地内の法面等に、中間覆土及び最終覆土の施工厚を表示すること。

(11) 最終処分場を表示する区域杭

ア 処分場区域は、図-1の区域杭を設置し区域を明確にすること。

イ 区域杭は、原則としてすべての変化点に設置すること。

図-1



- (注) 1. 寸法の単位はcmとする。
2. 塗装は下地を白色、文字は黒色とする。
3. 鉄角パイプには、「一般廃棄物最終処分場杭」、「産業廃棄物最終処分場杭」のいずれかを表示すること。

表－6 地下水の水質検査項目

項 目	
1	水素イオン濃度指数
2	生物化学的酸素要求量
3	化学的酸素要求量
4	塩化物イオン
5	電気伝導度
6	アルキル水銀
7	総水銀
8	カドミウム
9	鉛
10	六価クロム
11	砒素
12	全シアン
13	ポリ塩化ビフェニル
14	トリクロロエチレン
15	テトラクロロエチレン
16	ジクロロメタン
17	四塩化炭素
18	1,2-ジクロロエタン
19	1,1-ジクロロエチレン
20	1,2-ジクロロエチレン
21	1,1,1-トリクロロエタン
22	1,1,2-トリクロロエタン
23	1,3-ジクロロプロペン
24	チラウム
25	シマジン
26	チオベンカルブ
27	ベンゼン
28	セレン
29	1,4-ジオキサン
30	クロロエチレン
31	ほう素
32	ふっ素
33	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
34	ダイオキシン類※

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については昭和52年総理府・厚生省令第1号、6項から33項までの項目については平成9年環境庁告示第10号、34項の項目については平成12年総理府・厚生省令第2号によること。

※ ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

(1 2) 埋立地の保持

市の使用前検査後は、許可なく埋立区域及び埋立容量等構造は変更できないこと。

(1 3) 搬入道路、進入路

ア 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。

イ 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とする。

ウ 埋立地内の進入路は、原則として幅員3.0メートル以上とし、車両の通行に支障のないものとする。

(1 4) 覆土用土砂の保管設備

処分場区域内に、覆土用土砂を20立方メートル以上保管できる場所を設けること。また、土砂の飛散及び流出を生じないよう対策を講じること。

(1 5) 管理通路工

ア 最終処分場の主えん堤及び小えん堤には維持、修繕及び管理のための管理通路を設けるものとする。

イ 小えん堤は原則高さ20メートルごとに管理通路を設けるものとする。

ウ 管理通路の幅員は3.0メートル以上とし、えん堤天端幅以下の適切な値とする。

エ 管理通路の構造は降雨が浸入しない構造とする。

オ 搬入道路は管理通路を兼ねることができる。

(1 6) 消火設備

可燃性廃棄物を処分する場合は適切な消火設備を設けること。

(1 7) 洗車設備

タイヤに付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

(1 8) 管理事務所

ア 最終処分場の設置及び維持、管理を行うため、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ、電話等を設置すること。

イ 埋立終了（閉鎖）後は速やかに撤去可能な仮設建築物であり、その床面積は概ね30平方メートル以下であること。

ウ 設置場所は、処分場区域内であること。

エ 図面等は、常に具備されるものであること。

3 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に係る構造基準は、共通基準、法令等及び最終処分基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備

ア 遮断効力

最終処分基準省令第2条第1項第2号ロ(1)に規定する遮断の効力を有するものとしては、水密コンクリート構造を原則とすること。

イ 水密コンクリート

水密コンクリートは、土木学会「コンクリート標準示方書」等により、その材料、配合、打設、締固め及び養生等について特に注意してこれを施工すること。

ウ 構造耐力

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であるかの構造計算を行うこと。

エ 腐食防止

コンクリート構造物の場合は、土木学会「コンクリート標準示方書」等により、鋼材の場合は、日本港湾協会「港湾の施設の技術上の基準・同解説」等により十分な腐食防止対策を施すこと。

(2) 内部仕切設備

ア 遮断効力

第4-3-(1)-アの規定によること。

イ 水密コンクリート

第4-3-(1)-イの規定によること。

ウ 構造耐力

第4-3-(1)-ウの規定によること。

エ 腐食防止

第4-3-(1)-エの規定によること。

4 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準、法令等及び最終処分基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等

最終処分基準省令第1条第1項第4号(第2条第1項第4号において準用する場合を含む。)に規定する擁壁等は、次によること。

ア コンクリート擁壁

(ア) 遮水壁を兼ねる場合

図-2のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するための遮水壁を兼ねる場合は、第4-3-(1)-ア及びイのコンクリートとし、水抜き孔は設けないこと。また、その背後に浸出水の集排水設備を設けなければならない。

(イ) 遮水壁を兼ねない場合

図-3のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するために設ける場合は、通常の土留壁同様に水抜き孔を設け、透水性の良い裏込材を用いて水圧が作用しないような構造とし、遮水工を施すこと。

図-2

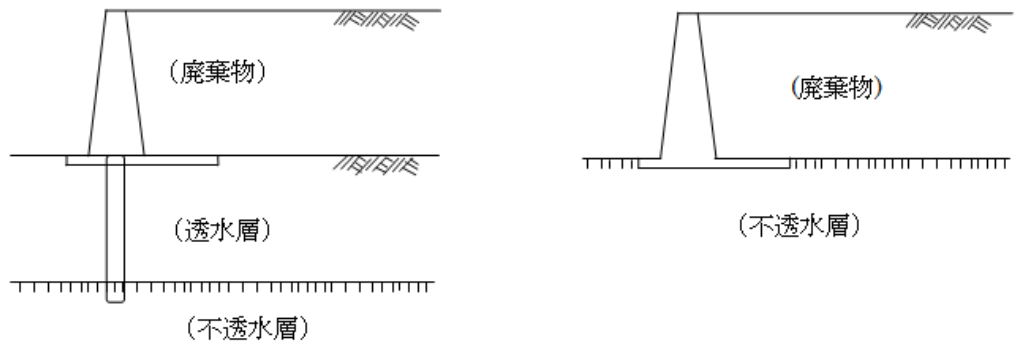
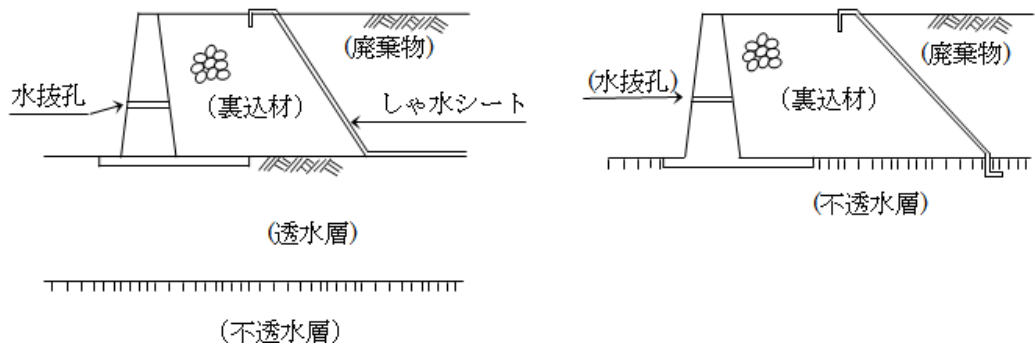


図-3



イ 土えん提

第4-2-(5)～(7)の規定により築造し、遮水工を施すこと。

ウ 構造耐力

第4-3-(1)-ウの規定によること。エ 腐食防止

第4-3-(1)-エの規定によるものとする。

(2) 遮水工、集水設備、浸出液処理設備等

ア 最終処分基準省令第1条第1項第5号ニ(第2条第1項第4号において準用する場合を含む。)に規定する保有水等集排水設備により集められた保有水等(水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備により排出される保有水等。以下同じ。)に係る放流水の水質を表-8に掲げる排水基準に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りでない。

イ 遮水工

(ア) 表面遮水工法は、シート工法を原則とし、最終覆土完成高まで設置すること。

(イ) 地中遮水工法は、十分な遮水性能と耐久性能を有する工法とすること。

(ウ) シート工法

① 使用材料は、遮水シート(合成ゴム系、合成樹脂系)とし、予想され

る気候、使用年限、廃棄物の種類及び浸出液の性状により次項について検討し、採用すること。

- a 引張強度が強く、フレキシブルであること。
- b 菌類、浸出液等による劣化がないこと。
- c 耐風化性があり、長寿命（耐用年数50年以上）であること。
- d 黒色で、最低厚は1.5ミリメートル以上であること。

② 基盤の造成

埋立完了地の土圧を考慮し、必要に応じ基盤の強度改良を行うこと。

③ 天端部での固定

天端部でのシートは、引張、伸び、引裂き強さ等を考慮して原則としてL字形に固定すること。

④ 小段部での固定

法面が最大となる場合等は、小段部で接合し、シートにかかる張力の減少を図ること。

下部のシートは、引張、伸び等を考慮して、アンカー等で固定すること。

上部シートは、アンカー等を覆う構造とし、下部シートと確実に接合すること。

⑤ シート接合法

- a 工場接合は、原則として、熱風溶着又は高周波ウェルダ方法によること。
- b 現場接合は熱風溶着又は熱溶融型接着剤を原則とすること。
- c 接合面の重ね合せは十分に採り、引張等に対し十分な強度を備えていること。
- d シート端部処理は、地中埋込方を原則とし、張力等に耐える構造であること。
- e 端部が構造物の場合は、次項⑥に準ずること。

⑥ 各種構造物との接合

a コンクリート構造物との結合

- (a) 接着面の油、水、汚れを取り除き、十分乾燥させること。
- (b) 所定量の接着剤を塗布し、乾燥後均一に圧着接合すること。
- (c) 圧着接合後、帯鉄で押え、ピンを打ち、さらに上からシートで覆うこと。
- (d) シート端部とコンクリート面の間にシーリング材を施すこと。

b 保有水等集排水設備等との接合

- (a) 管渠は必ず無孔部と接合すること。
- (b) 接着面の油、水、汚れを取り除き、十分乾燥させること。
- (c) 所定量の接着剤を塗布し、乾燥後均一に圧着接合すること。

(d) 圧着接合後、帯鉄及びパイプバンドで押え、さらに上からシートで覆うこと。

(e) 法面部シート等との接合は、現場接合法により二重以上の構造とすること。

⑦ シート保護工

a 廃棄物がシートと直接接触しない構造とし、シートが埋立廃棄物、埋立重機及び搬入車両の荷重等により破損しないよう50センチメートル以上の保護盛土（土砂）を施すこと。

b シートの施設下地は、角礫・突起物を除去して平均に仕上げ、シートとの下地の間には敷布（厚さ1センチメートル以上）等を敷くこと。

c 地質の状況に応じて二重構造とすること。

(エ) 地中遮水工法

① 継目の止水法は、次に示す方法により確実に浸出液の流出を防止すること。

a 継手に止水材を塗布する方法

b 薬液注入方法

c 継手に粘土等を充填する方法

d その他の方法

② 不透水層への打ち込み

根入長を十分取るとともに、打ち止めに留意し、不透水層との接合部からの浸出液の流出を防止すること。

(オ) 不透水性の地層

不透水性の地層とは、土質学会「土質調査法」による透水試験値で毎秒 1×10^{-7} センチメートル以下の地層が3.0メートル以上存在する場合とする。

ウ 埋立地内の保有水等集排水設備

(ア) 保有水等集排水設備は、処理流量及び集排水能力により決定するものとし、浸出液が局部的にも滞水することなく、速やかに集水できる構造と配置を有すること。

① 配置パターンは、表-7を原則とし、必要に応じ組み合わせることにより、使用期間と維持管理方法を考慮した十分な耐久性を有し、維持、補修しやすい構造と配置とすること。

② ガス抜き管を設ける場合は、原則として埋立地内の保有水等集排水設備と接続することとし、配置に留意すること。

表-7

配 置 パ タ ー ン		概 要
1	○ —————	集水本管 1 列のみ (直線型)
2	○ — — — — —	集水本管と枝管の組合せ
3	○ —┌————— └—————	集水本管 2 列

(イ) 処理流量は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計とする。

- ① 保有水の浸出量の算出は、次式により算定する。
- ② 集・配水管の勾配は、上流ほど大きくすること。

$$Q = 1 / 1000 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 平均浸出水量 (m³/日)

C : 浸出係数

I : 日降水雨量 (mm/日)

A : 埋立地集水面積 (m²)

- ※ 日降水雨量は、最大月間平均降雨量の日換算値とすること。
降水量データは、15年分以上とすること。

(ウ) 構造

- ① 保有水等集排水設備は、管路式を原則とし、第4-2-(9) -ウ-②、③及び④の規定によることとし、この場合において「無孔管」を「有孔管」とすること。
- ② えん提等構造物内、その上流側1.0メートル以上及び下流側は無孔管とすること。
- ③ 集水設備には、維持管理作業や修繕、改善工事のための管理施設を適宜配置するものとする。
- ④ ③の管理施設は、十分な強度及び耐食性を考慮した構造とするとともに坑内作業の難易や作業員の安全のため十分な内空寸法を確保すること。
- ⑤ 集水機能の維持管理のため、降雨量、保有水位及び排水量を測定し、記録保存すること。

エ ガス抜き設備

- (ア) ガス抜き設備は、埋立廃棄物の性状等により必要に応じて設けること。
- (イ) ガスは、周辺的生活環境に支障のないように大気に放出すること。
- (ウ) 構造

- ① ガス抜き設備は、管路式を原則とし、第4-4-(2)-ウ-(ア)の規定によること。
- ② 縦管は、埋め立て重機等の作業によるズレ、破壊のない構造（法面埋込式等）であること。
- ③ 原則として、埋立地内の集水設備に接続すること。

オ 浸出液処理設備

- (ア) 浸出液処理設備は、表-8に定める排水基準に適合させることのできるものであること。
- (イ) 保有水等集排水設備から浸出液処理設備への流入管には、水量調整装置（開閉バルブ等）を設けること。
- (ウ) 処理水を放流するための放流先（河川等）が確保されていること。
- (エ) 放流先までは、管渠等の構造であること。

カ 湧水対策

最終処分基準省令第1条第1項第5号ハ（第2条第1項第4号において準用する場合を含む。）に規定する地下水集排水設備により集水された湧水・地下水等は、他の排水と分離し、一時貯留できる構造（調整ピット等）とすること。

キ 自然発生ガス対策

- 遮水シート下面に発生ガスがある場合は、ガス抜き管を施工すること。
- (3) 建設工事汚泥のみの最終処分場に係る遮水工等の構造等は、協議の上、決定することができるものとする。

5 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る構造基準は、共通基準、法令等及び最終処分基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等

第4-4-(1)の規定によること。

(2) 開渠その他の設備

埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入することを防止できる開渠その他の設備を第4-2-(4)の規定により設けること。

表－8 排水基準

項 目		排 水 基 準	
有 害 物 質 関 係	1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/ℓ
	2	シアン化合物	不検出
	3	有機燐化合物	不検出
	4	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	5	六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ
	6	砒素及びその化合物	0.05 mg/ℓ
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/ℓ
	8	アルキル水銀化合物	不検出
	9	ポリ塩化ビフェニル	不検出
	10	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
	11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
	12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
	13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
	15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
	20	チウラム	0.06 mg/ℓ
	21	シマジン	0.03 mg/ℓ
	22	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
	23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ
	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/ℓ 海域以外 10 mg/ℓ
	26	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/ℓ (10 mg/ℓ ※1) 海域以外 8 mg/ℓ
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ
	28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ
	29	ダイオキシン類 ※2	10pg-TEQ/ℓ

有害物質以外	1	水素イオン濃度指数	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6
	2	生物化学的酸素要求量 ※3	20 mg/ℓ (10 mg/ℓ) ※5
	3	化学的酸素要求量 ※4	20 mg/ℓ (10 mg/ℓ) ※5
	4	浮遊物質	40 mg/ℓ (20 mg/ℓ) ※5
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	3 mg/ℓ (2 mg/ℓ) ※5
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物性油脂類)	5 mg/ℓ (3 mg/ℓ) ※5
	7	フェノール類含有量	0.5 mg/ℓ
	8	銅含有量	1 mg/ℓ
	9	亜鉛含有量	1 mg/ℓ
	10	溶解性鉄含有量	5 mg/ℓ (1 mg/ℓ) ※5
	11	溶解性マンガン含有量	5 mg/ℓ (1 mg/ℓ) ※5
	12	クロム含有量	0.5 mg/ℓ
	13	大腸菌数	3,000 個/cm ³
	14	窒素含有量 ※6	120 mg/ℓ 《日間平均 60 mg/ℓ》 ※7
	15	燐含有量 ※6	16 mg/ℓ 《日間平均 8 mg/ℓ》 ※7

分析方法については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日、環境庁告示第64号）」によること。

※1 () 内値は、排水量 30m³/日以上。

※2 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいい、同法の特定施設に該当する場合又は最終処分場である場合に限り適用。

※3 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※4 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※5 () 内値は、排水量 500m³/日以上。

※6 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※7 《 》 内値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。

第5 中間処理施設及び再生利用施設

1 共通基準

中間処理施設及び再生利用施設に係る共通の構造基準は、法令等の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 中間処理施設又は再生利用施設に係る土地（以下「中間処理場」又は「再生利用場」という。）の周囲には、みだりに人が中間処理場又は再生利用場に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

イ 囲いは、原則として中間処理場又は再生利用場の全周囲に設けられていること。

ウ 囲いの構造等は、原則として表－1の構造基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。

ただし、周囲の状況等によっては、表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとするができる。

エ 出入口は、原則として1か所とし、門扉は前ウの構造を有し、施錠できるものとする。

(2) 表示等

ア 入口の見やすい箇所に、様式第3又は第4により、一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理場であることを表示する立札その他の設備が、様式第5又は第6により、一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

イ 表示位置は、原則として門扉の付近とすること。

(3) 排水処理設備

ア 中間処理施設又は再生利用施設に係る排水を公共水域に放流する場合は、その水質を表－8に定める排水基準に適合させることができる排水処理設備を設けること。なお、排水の地下浸透処理は行ってはならないこと。

イ 中間処理施設又は再生利用施設に係る排水を放流するための放流先（河川等）が確保され、かつ、放流先までは管渠等の構造であること。

ウ 排水処理設備が、中間処理場又は再生利用場以外の場所に設けられる場合には、処理する排水を確実に当該排水処理施設に輸送できる施設等を設けること。

様式第3

一般廃棄物の中間処理場				25	↑
処理施設設置者名	船橋市長許可第 号 ○○○株式会社			25	
一般廃棄物の種類				25	↓
処理方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 →		← 50 →	← 25 →	← 75 →	
← 200 →					

様式第4

産業廃棄物の中間処理場				25	↑
産業廃棄物処理業者名	船橋市長許可第 号 ○○○株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	↓
処理方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 →		← 50 →	← 25 →	← 75 →	
← 200 →					

様式第5

一般廃棄物の再生利用場				25	↑
一般廃棄物再生利用者名	船橋市長指定第 号 ○○○株式会社			25	
一般廃棄物の種類				25	↓
処理方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 →		← 50 →	← 25 →	← 75 →	
← 200 →					

様式第6

産業廃棄物の再生利用場				25	↑
産業廃棄物再生利用者名	船橋市長指定第 号 ○○○株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	↓
処理方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 →		← 50 →	← 25 →	← 75 →	
← 200 →					

- (注) 1. 寸法の単位はcmとする。
 2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
 3. 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。
 4. 産業廃棄物排出事業者の設置する産業廃棄物の中間処理場にあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。

(4) 雨水等の流入防止

中間処理場又は再生利用場内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。

また、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

(5) 排ガス対策

ア 煙突等から排出される排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる構造とすること。

イ 中間処理施設又は再生利用施設が、大気汚染防止法及び船橋市環境保全条例に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、煙突等に測定口を設けるとともに、ばい煙を大気汚染防止法等に定める排出基準以下とし、必要に応じ適切なばい煙処理施設を設けること。

(6) 保管設備

中間処理場又は再生利用場内に、必要に応じ次の要件を備えた廃棄物の保管設備を設置すること。

ア 廃棄物が飛散、流出し及び地下に浸透し、並びに、悪臭が漏れるおそれのない構造であり、また廃棄物の種類及び保管高に応じ十分耐えられる構造であること。

イ 廃棄物を種類ごとに保管できること。

ウ 必要に応じ室内で保管すること。

エ 廃棄物の処理計画及び施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

(7) 搬入道路

ア 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。

イ 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。

ウ 中間処理場又は再生利用場内の道路は、車両の通行に支障のないものとする。

(8) 消火設備

可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

(9) 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

(10) 駐車設備

必要に応じ中間処理場又は再生利用場内に十分な広さを有する廃棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

(1 1) 管理事務所

ア 中間処理施設又は再生利用施設の設置及び維持・管理を行うために、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに必要に応じ電話等を設置すること。

イ 設置場所は、中間処理場又は再生利用場内であること。

ウ 図面等は、常に具備されるものであること。

2 一般廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

一般廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の基準は、共通基準及び法令等の規定によること。なお、一般廃棄物の中間処理施設（令第5条第1項に規定する処理施設を除く。）及び再生利用施設についても、規則第4条第1項の規定を準用する。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設に係る構造基準は、共通基準及び法令等の規定によるほか次のとおりとする。なお、産業廃棄物の中間処理施設（令第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設を除く。）及び再生利用施設についても、規則第12条及び同条の2の規定を準用する。

(1) 悪臭防止等

ア 悪臭の発散防止については、排出口及び敷地境界線における臭気濃度を「悪臭防止対策の指針」（昭和56年6月20日大第90号）に定める基準以下とし、必要に応じ適切な脱臭装置を設けること。

イ 産業廃棄物の破碎、粉碎等により粉じんの発生するおそれのある場合には、粉じん防止装置を設けること。

(2) 騒音及び振動防止

騒音及び振動防止については、敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに船橋市環境保全条例に定める規制基準以下とし、必要に応じ適切な防音又は振動防止装置を設けること。

(3) 地下浸透防止

産業廃棄物の中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設（受入設備及び貯留設備を含む。）は、産業廃棄物及び産業廃棄物に接触した水が地下に浸透しない構造であること。

第6 積替・保管施設の基準

積替・保管施設に係る構造基準は、法令等の規定によるほか次のとおりとする。

1 囲い等

(1) 積替・保管施設に係る土地（以下「積替・保管場」という。）の周囲には、みだりに人が積替・保管場に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

(2) 囲いは、原則として積替・保管場の全周囲に設けられていること。

(3) 囲いの構造等は、原則として表－１の構造基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。

ただし、周囲の状況等によっては、表－２の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとするができる。

(4) 出入口は、原則として１か所とし、門扉は前（３）の構造を有し、施錠できるものとする。

2 表示等

入口の見やすい箇所に、様式第 7 又は第 8 により、一般廃棄物又は産業廃棄物の積替・保管場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

様式第 7

一般廃棄物の積替・保管場				25	↑
一般廃棄物処理業者名	船橋市長許可第 号 ○○○株式会社			25	
一般廃棄物の種類				25	↓
積替・保管の方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
← 200 →					

様式第 8

産業廃棄物の積替・保管場				25	↑
産業廃棄物処理業者名	船橋市長許可第 号 ○○○株式会社			25	
産業廃棄物の種類				25	↓
積替・保管の方法				25	
管理者名		連絡先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
← 200 →					

(注) 1. 寸法の単位は cm とする。

2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。

3. 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。

3 保管施設

(1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない保管施設であること。

(2) 廃棄物を種類ごとに保管できるような仕切り壁（高さ 2.0メートル以上）等を設けること。

(3) 仕切り壁は、コンクリート構造を原則とし、構造耐力上安全であること。

(4) 床面は、コンクリート舗装（厚さ 10センチメートル以上）を原則とする。

- (5) 廃棄物の保管高さを、保管施設の内壁に明示すること。
- (6) 液状廃棄物は、運び込まれた容器のまま保管できる構造とすること。
- (7) 悪臭のある産業廃棄物は密閉構造の保管施設とすること。
- (8) 必要に応じ屋内で保管できる構造とすること。
- (9) 廃棄物の処理計画に応じ、十分な容量を有するものであること。

4 雨水等の流入防止

積替・保管場内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる管渠その他の設備が設けられていること。

また、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

5 搬入道路

- (1) 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により大型車両の通行に支障のないものとする。
- (2) 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。
- (3) 積替・保管場内の道路は、車両の通行に支障のないものとする。

6 消火設備

可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

7 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

8 駐車設備

必要に応じ積替・保管場内に十分な広さを有する廃棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

9 管理事務所

- (1) 積替・保管施設の設置及び維持・管理を行うために、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに必要に応じ電話等を設置すること。
- (2) 設置場所は、積替・保管場内であること。
- (3) 図面等は、常に具備されるものであること。

第7 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の諸規定に基づき指示を受けた事前協議中の焼却施設を除く廃棄物処理施設にあっては、従前の規定によるものとする。
- 3 この基準の施行の際、現に設置されている廃棄物処理施設にあっては従前の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、従前の諸規定に基づき指示を受けた事前協議中の廃棄物処理施設及び現に設置されている廃棄物処理施設の構造に関する基準については、なお従前の規定による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年3月1日から施行する。

(猶予期間)

2 この基準の施行の際、表-8の排水基準がかかる現に設置されている廃棄物処理施設においては、トリクロロエチレンの排水基準の適用を平成28年4月20日まで猶予する。(猶予期間については0.3mg/l)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

平成15年	4月	1日	制定
平成26年	7月15日		一部改正
平成28年	3月	1日	一部改正
平成28年	3月15日		一部改正
平成28年	9月15日		一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
令和元年	5月	1日	一部改正

第1 趣旨

この基準は、「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第3項の規定により、廃棄物処理施設の適正な維持管理に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。

- (1) 遮断型最終処分場 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (2) 安定型最終処分場 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (3) 管理型最終処分場 前(1)及び(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場
- (4) 最終処分基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）
- (5) 維持管理基準省令 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）

第3 最終処分場の基準

1 共通基準

最終処分場に係る共通の維持管理に関する基準は、法、令、規則（以下、「法令等」という。）、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

イ 門扉は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

- ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- イ 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。
- (3) 飛散、流出の防止
- 廃棄物が風雨等により飛散及び流出しないようにするため、必要に応じ即時覆土、その他必要な措置が講じられるよう準備しておくこと。
- (4) 悪臭の防止
- 悪臭が発散するおそれがある場合には、即時覆土、防臭剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。
- (5) 火災の発生の防止
- ア 埋立地内での火気の使用を禁止すること。
- イ 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。
- (6) 害虫等の発生の防止
- 害虫等が発生するおそれがある場合には、即時覆土、薬剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。
- (7) 騒音、振動及び粉じんの防止
- 廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械の使用等に起因する騒音、振動及び粉じんにより、周辺的生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (8) 雨水の流入の防止
- 雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地に雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。
- (9) 事故の防止
- ア 法第8条第2項第8号又は法第15条第2項第8号の規定による災害防止計画を遵守すること。
- イ 常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には、場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。
- (10) 開渠等
- 埋立地の周囲の地表水が、埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。
- (11) 隣接地の雨水等の処理
- 隣接地の雨水等の排水設備は、雨水等が適切に排水されるよう点検を行うこ

と。

(1 2) 使用道路

ア 使用道路（廃棄物運搬車両の走行する道路）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ウ 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

(1 3) 法面の保護

ア 法面の植生保護のため、施肥等を行うこと。

イ 法面に小段排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう点検を行うこと。

ウ 基準高、区域杭等の表示設備は、常に判別できる状態に保つこと。

(1 4) 滞留水の排除

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）に滞留している水は、当該埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。

(1 5) 搬入時の廃棄物の確認

搬入される廃棄物について、埋立処分できる種類及び性状以外の廃棄物の混入を避けるため次により管理すること。

ア 埋立処分できる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入されないよう排出事業者、運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。

イ 車両から廃棄物を荷降ろしする前に、監視ゲート等により、搬入廃棄物が埋立処分できる種類及び性状のものであるかを確認すること。

ウ 産業廃棄物処分業者は、マニフェストで産業廃棄物の種類及び数量等を確認すること。

エ 特別管理産業廃棄物処分業者は、マニフェスト及び排出事業者からあらかじめ交付された文書で特別管理産業廃棄物の種類及び数量等を確認し、取り扱う際に注意すべき事項に留意すること。

オ 荷降ろしされた廃棄物中に埋立処分できる種類及び性状のもの以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。

(1 6) 作業時間

時間を定めて作業を行うこととし、原則として早朝、深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

(1 7) 能力に沿った計画的埋立

ア 搬入された廃棄物の即時締め固め、整地及び必要な覆土等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋め立てするものとし、廃棄物の山積み保管をしな

いこと。

イ 埋め立てにあたっては、廃棄物の厚さ、覆土の厚さ等を表示する丁張り等
を利用し、計画的に行うこと。

ウ 埋立地を变形、改造したり、廃棄物の各層の埋立高を越えて埋立処分しな
いこと。

(18) 地下水の水質検査

ア 地下水の水質検査は、観測用井戸水を採取し、表-1 に掲げる項目のうち
1 から5 までは月1 回以上、6 から3 4 までは年1 回以上、同表の分析方法
により分析を行うこと。

イ 地下水の水質検査は、廃棄物の埋立開始前に表-1 の項目について1 回以
上は実施しておくこと。

ウ 水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに廃棄物の搬入を中止し、そ
の原因を調査し、市長と協議の上必要な措置を講ずること。

(19) 記録及び保存

ア 最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を
作成し、5 年間保存すること。また、(8)、(9) イ、(10)、(13) 及び
(14) に係る必要な措置を講じた場合は、その状況を記録した資料を速や
かに報告すること。

イ 廃棄物の搬入に係る車両の確認、廃棄物の種類の確認については、これを
記録し、2 年間保存すること。

ウ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3 か月に1 回以上同一の位置か
ら写真撮影し、最終処分場維持管理状況報告書に添付すること。

(20) 管理事務所

ア 事務所内の見やすい位置に許可証又はその写し、埋立計画図等を掲示して
おくこと。

イ 許可申請書又は届出書の写し、帳簿又は伝票等を備えておくこと。

(21) 周辺地域への配慮

最終処分場と周辺住民との調和が図れるよう、最終処分場の周辺に緑地等を
整備するなどの環境整備を図り、当該処分場に係る周辺地域の生活環境の保全
及び増進に配慮すること。

(22) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵
守すること。

2 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に係る維持管理に関する基準は、共通基準、法令等、最終処
分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備及び内部仕切設備の管理

ア 最終処分基準省令第2条第2項第1号ハに規定する外周仕切設備及び内部仕切設備の定期的な点検は月1回以上とすること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 産業廃棄物の性状の確認

ア 表-2の廃棄物の種類欄に掲げるもののうち、埋立処分できる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状を確認すること。

イ 産業廃棄物の排出事業者に係る前アの確認は、表-2に掲げる分析検査項目について、埋立処分前及び継続管理として1か月に1回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

ウ 産業廃棄物の処理業者に係る前アの確認は、表-2に掲げる分析項目について、受け入れする前及び継続管理として3か月に1回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することにより替えることができる。

エ 前イ及びウの分析検査による確認結果は、5年間保存すること。

3 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る維持管理に関する基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等の保全

ア 最終処分基準省令第1条第2項第7号（第2条第2項第3号において準用する場合を含む。）に規定する擁壁等の定期的な点検は月1回以上とすること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 遮水工の管理

ア 最終処分基準省令第1条第2項第9号（第2条第2項第3号において準用する場合を含む。）に規定する遮水工の定期的な点検は月1回以上とすること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(3) 浸出液処理設備

ア 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。

(ア) 放流水の水質が表-3に掲げる項目ごとに排水基準に適合することとなるように維持管理すること。

(イ) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

(ウ) 定期的に放流水の水質検査を行うこと。

(エ) 最終処分基準省令第1条第2項第14号（第2条第2項第3号において準用する場合を含む。）に規定する浸出水処理設備の定期的な点検及び前(イ)に規定する放流水の定期的な検査は、月1回以上とすること。ただし、廃棄物の性状が一定で市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略

し、又は実施頻度を減らすことができる。

イ 浸出液処理設備の機能の状態を把握するため、浸出液処理設備により処理する浸出液についても、原則として月1回以上定期的に水質検査を行うこと。

(4) 湧水の管理

湧水対策のための集排水設備が施されている場合は、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合は水質分析等を行い、その原因究明、改善措置を講ずること。

(5) 廃棄物の性状の確認

ア 表-2の廃棄物の種類欄に掲げる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状を確認すること。

イ 廃棄物の排出事業者に係る前アの確認は、表-2に掲げる分析検査項目について、埋立処分前及び継続管理として1か月に1回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

ウ 廃棄物の処理業者に係る前アの確認は、表-2に掲げる分析検査項目について、受け入れする前及び継続管理として3か月に1回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することに替えることができる。

エ 前イ及びウの分析検査による確認結果は、5年間保存すること。

(6) 廃石綿等の埋め立て

ア 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。

(ア) 埋立処分は、処分場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に二重梱包袋又は容器に入れたまま埋め立てること。

(イ) プラスチック袋は、破損しないようにし、できるだけ重機等の使用を避けること。

(ウ) 袋又は容器が破損した場合は、速やかに飛散防止措置を講ずること。

(エ) 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15センチメートル以上の覆土をすること。

イ 廃石綿等の埋立量、埋立場所等について記録し、永年保存すること。

(7) 中間覆土

ア 埋め立てる廃棄物の一層の厚さは、2.0メートル（埋め立てる廃棄物のうちおおむね40パーセント以上が腐敗物（有機性の汚泥、動植物性残渣、家畜糞尿、家畜の死体及びこれらを処分するために処理したもの。以下同じ。）であるものにあつては、50センチメートル）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと。

イ 中間覆土は計画的に行い、その施工時は、原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ウ 中間覆土に必要な土量を常に確保しておくこと。

(8) 通気装置の管理

最終処分基準省令第1条第2項第16号(第2条第2項第3号において準用する場合を含む。)の規定により埋立地から発生するガスを排除するために設けられた通気装置の点検、検査は、月1回以上行うこと。

(9) 協議

建設工事汚泥のみの埋立処分にあつては、廃棄物の性状等の維持管理について、市長と協議して行うことができる。

4 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る維持管理に関する基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等の保全

ア 最終処分基準省令第2条第2項第2号において準用する第1条第2項第7号に規定する擁壁等の定期的な点検は月1回以上とすること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 最終処分場からの保有水等の漏洩の防止

ア 最終処分場から産業廃棄物と接触した水が場外へ漏洩しないよう必要な措置を講ずること。

イ 万一、漏洩のおそれがある場合には、漏洩防止のための改善措置を早急に講ずるとともに、漏洩水については、表-3に掲げる項目について水質検査を行うこと。

(3) 中間覆土

ア 埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、2.0メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと。

イ 中間覆土は計画的に行い、その施工時は、原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ウ 中間覆土に必要な土量は常に確保しておくこと。

第4 最終処分場の閉鎖に係る基準

1 共通基準

最終処分場の閉鎖に係る共通の基準は、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 閉鎖の措置

最終処分基準省令第1条第3項第2号(第2条第3項において準用する場合を含む。)、第3号(第2条第3項において準用する場合を含む。))及び第4号(第2条第3項において準用する場合を含む。))に規定する必要な措置が講じられていることの確認は次の項目について行う。

ア 切土、盛土、えん提等の崩壊防止工

イ 開渠等の設備

- ウ 浸出液による公共の水域、地下水の汚染防止措置
- エ 火災の発生防止措置
- オ 閉鎖後の管理体制並びに問題が生じた場合の責任体制及び経理的基礎

(2) 記録及び保存

最終処分場の閉鎖にあたって講じた措置記録を作成し、写真を添付して10年以上保存すること。

2 遮断型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

遮断型最終処分場の閉鎖に係る基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 閉鎖

埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下同じ。）は、速やかに次の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。

ア 所要の強度及び耐久性等の性能を有するコンクリートで造られ、かつ、その厚さが15センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

(2) 閉鎖後の管理

ア (1)の規定により閉鎖した区画については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 定期的とは、月1回以上とすること。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

3 管理型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

管理型最終処分場の閉鎖に係る基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地からの浸出を防止することができる遮水工と同等以上の効力を有するものにより閉鎖すること。

(2) 廃石綿等の埋立部分の閉鎖

廃石綿等の埋立完了後は、その上部全面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、その表面を土砂で2メートル以上覆うこと。

(3) 閉鎖後の管理

閉鎖後、雨水排水機能及び保有水の有無等による施設の安全性が確保されていること。

4 安定型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

安定型最終処分場の閉鎖に係る基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分の終了した区画）は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。

(2) 閉鎖後の管理

閉鎖後、雨水排水機能及び保有水の有無等による施設の安全性が確保されていること。

第5 中間処理施設及び再生利用施設

1 共通基準

中間処理施設及び再生利用施設に係る共通の維持管理に関する基準は、法令等の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 囲いは、みだりに人が施設内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

ウ 門扉は一日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。

(2) 表示等

ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。

(3) 飛散、流出及び悪臭の防止

廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

(4) 火災の発生の防止

ア 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。

イ 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮で

- きるよう点検整備を行うこと。
- (5) 害虫等の発生の防止
害虫等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- (6) 処理能力に見合った処理
ア 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な措置を講ずること。
イ 施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- (7) 定期的な点検、機能検査
施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- (8) 騒音、振動及び粉じんの防止
ア 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
イ 粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- (9) 雨水等の流入の防止
施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずること。
また、隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。
- (10) 異常事態の対応
廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- (11) 事故の防止
常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。
- (12) 使用道路
ア 使用道路（廃棄物運搬車両の走行する道路）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。
イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
ウ 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。
- (13) 搬入時の廃棄物の確認
搬入される廃棄物について、処理できる種類及び性状以外の廃棄物の混入を避けるため次により管理すること。
ア 処理できる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入さ

れないよう排出事業者、運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。

イ 車両から廃棄物を荷降ろしする前に、監視ゲート等により、搬入廃棄物が処理できる種類又は性状であるかを確認すること。

ウ 産業廃棄物処分業者は、マニフェストで廃棄物の種類及び数量等を確認すること。

エ 特別管理産業廃棄物処分業者は、マニフェスト及び排出事業者からあらかじめ交付された文書で特別管理産業廃棄物の種類及び数量等を確認し、取り扱う際に注意すべき事項に留意すること。

オ 荷降ろしされた廃棄物中に処理できる種類及び性状以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。

(14) 廃棄物の性状の確認

ア 廃棄物の排出事業者は、中間処理後の廃棄物（他の中間処理施設において全量処理する場合を除く。）について、表－2に掲げる分析検査項目を1か月に1回以上分析検査することにより廃棄物の性状の確認を行うこと。ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し又は実施頻度を減らすことができる。

イ 廃棄物処理業者又は再生利用業者は、処理又は再生利用しようとする場合に、表－2に掲げる分析検査項目を受け入れする前及び継続管理として3か月に1回以上分析検査することにより廃棄物の性状の確認を行うこと。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することにより替えることができる。また、中間処理後の廃棄物については、前アの例によること。

ウ 上記ア及びイの分析検査による確認結果は、5年間保存すること。

エ 建設工事汚泥のみの中間処理又は再生利用の場合にあつては、アからウまでの規定の適用は協議することができる。

(15) 放流水の検査

ア 施設から排水を放流する場合は、放流水の水質が表－3に掲げる水質に適合するよう維持管理するとともに、月1回以上水質検査を行うこと。

イ 廃棄物の性状が一定で市長が認めた場合には、分析試験項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

(16) 排ガスの検査

施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、定期的にばい煙に関する排ガスの検査を行うこと。

(17) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。

(18) 周辺地域への配慮

中間処理場又は再生利用場の維持管理にあたっては周辺住民との調和が図れるよう、中間処理場又は再生利用場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(19) 許可条件の遵守

許可にあたり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 一般廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

一般廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の基準は、共通基準及び法令等の規定によること。なお、一般廃棄物の中間処理施設（令第5条第1項に規定するごみ処理施設を除く。）及び再生利用施設についても、規則第4条の5第1項の規定を準用する。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の基準は、共通基準及び法令等の規定によるほか次のとおりとすること。なお、産業廃棄物の中間処理施設（令第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設を除く。）及び再生利用施設についても、規則第12条の6及び7の規定を準用する。

(1) 地下浸透防止

産業廃棄物の中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設（受入設備及び貯留設備を含む。）から産業廃棄物及び産業廃棄物に接触した水が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 粉じんの飛散防止

産業廃棄物の破碎又は粉碎等によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 廃油の油水分離施設

ア 油が流出しないように必要な措置を講ずること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

(4) 汚泥のばい焼施設

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(5) 廃油の蒸留、精製施設

ア 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

(6) 溶融施設

ア 施設から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

(7) 圧縮施設

著しい騒音・振動の発生により、周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

(8) 発酵施設

悪臭の周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

(9) その他の施設

施設から排出される廃棄物及び施設の稼働による生活環境影響保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

第6 積替・保管施設の基準

積替・保管施設に係る維持管理に関する基準は、法令等の規定によるほか次のとおりとする。

1 囲い、表示等

(1) 囲いは、みだりに人が積替・保管施設の敷地内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。

(2) 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 門扉は、一日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。

(4) 立札、その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

(5) 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。

2 飛散、流出及び悪臭の発散防止

ア 積替・保管施設から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

イ 悪臭の発散するおそれがある場合には、速やかに防臭剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

3 害虫等の発生の防止

害虫等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

4 積替・保管の方法

(1) 許可された保管施設以外の場所又は高さ等を超えて保管しないこと。

(2) 積替・保管施設の維持管理状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、廃棄物処理施設維持管理状況報告書に添付すること。

(3) 長期間の保管を行わないこと。

(4) 積替・保管施設においては、廃棄物の種類の異なる物を混合して取り扱わな

いこと。

5 施設への搬入、搬出

(1) 他の収集運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出についても自らが行うこと。

ただし、船舶又は列車による収集運搬であって、搬入者、搬出者それぞれが1者で、かつ積替・保管施設の管理者の立会いの下で廃棄物の搬出入が行われる場合を除く。

(2) 積替・保管施設から他の積替・保管施設への搬出を行ってはならないこと。

(3) 搬出先は、中間処理施設又は最終処分場ごとに明確であること。

6 雨水等の流入防止

施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずること。

また、隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

7 使用道路

(1) 使用道路（廃棄物運搬車両の走行する道路）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

(2) 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

(3) 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて、補修等を行うこと。

8 火災発生防止

(1) 可燃性廃棄物の積替・保管に当たっては、火災の発生を防止するとともに、消火器その他の消火施設を備えておくこと。

(2) 積替・保管施設内での火気の使用を厳禁すること。

(3) 消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検、整備を行うこと。

9 事故の防止

常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

10 騒音、振動及び粉じん防止

運搬車両又は積替・保管作業に用いる重機等により周辺的生活環境に支障を及ぼすおそれのある場合には、必要な措置を講ずること。

1.1 排水対策

廃棄物に係る保有水及びこれに接触した雨水等の汚水の放流がないよう必要な措置を講ずること。

1.2 周辺地域への配慮

(1) 積替・保管場の維持管理にあたっては周辺住民との調和が図れるよう、積替・保管場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、周辺地域的生活環境

の保全及び増進に配慮すること。

(2) 周辺の美化、清掃に心がけるとともに、保管施設の清掃をすること。

1.3 許可条件の遵守

許可にあたり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

1.4 記録及び保存

(1) 積替・保管施設の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。

(2) 廃棄物の搬入、搬出に係る車両の確認、廃棄物の種類の確認については、これを記録し、5年間保存すること。

第7 施行期日及び経過措置

1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に設置されている廃棄物処理施設にあつては「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(平成10年6月17日改正以後)の規定によるものとする。ただし、焼却施設については、規則で定める経過措置を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に設置されている廃棄物処理施設の維持管理に関する基準については、なお従前の規定による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年3月1日から施行する。

(猶予期間)

2 この基準の施行の際、表-3の排水基準がかかる現に設置されている廃棄物処理施設においては、トリクロロエチレンの排水基準の適用を平成28年4月20日まで猶予する。(猶予期間については0.3mg/l)

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

表－1 地下水の水質検査項目及び分析方法・頻度

項 目		頻 度
1	水素イオン濃度指数	月 1 回 以 上
2	生物化学的酸素要求量	
3	化学的酸素要求量	
4	塩化物イオン	
5	電気伝導度	
6	アルキル水銀	年 1 回 以 上
7	総水銀	
8	カドミウム	
9	鉛	
10	六価クロム	
11	砒素	
12	全シアン	
13	ポリ塩化ビフェニル	
14	トリクロロエチレン	
15	テトラクロロエチレン	
16	ジクロロメタン	
17	四塩化炭素	
18	1,2-ジクロロエタン	
19	1,1-ジクロロエチレン	
20	1,2-ジクロロエチレン	
21	1,1,1-トリクロロエタン	
22	1,1,2-トリクロロエタン	
23	1,3-ジクロロプロペン	
24	チラウム	
25	シマジン	
26	チオベンカルブ	
27	ベンゼン	
28	セレン	
29	1,4-ジオキササン	
30	クロロエチレン	
31	ほう素	
32	ふっ素	
33	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
34	ダイオキシン類※	

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については昭和52年総理府・厚生省令第1号、6項から33項までの項目については平成9年環境庁告示第10号、34項の項目については平成12年総理府・厚生省令第2号によること。

※ ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

表-2 廃棄物の分析項目

試験方法	有害物質含有量試験等						溶出試験 ※1					
	汚泥・処分したものの	燃え殻	ばいじん	廃油	廃酸・廃アルカリ	廃PCB又はPCB汚染物	汚泥・処分したものの	燃え殻	ばいじん	鉍さい	廃PCB又はPCB汚染物	総理府令で定める基準「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第5号)」
分析項目												
pH	○				○							
含水率	○											
熱しやく減量 ※2	○	○										
アルキル水銀化合物 ※3				○	○		○	○	○	○		検出されないこと
水銀又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液10につき0.005mg以下
カドミウム又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液10につき0.09mg以下
鉛又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液10につき0.3mg以下
有機燐化合物				○	○		○					検液10につき1mg以下
六価クロム化合物				○	○		○	○	○	○		検液10につき1.5mg以下
ひ素又はその化合物				○	○		○	○	○	○		検液10につき0.3mg以下
シアン化合物				○	○		○					検液10につき1mg以下
ポリ塩化ビフェニル				○	○	○	○	○	○		○	検液10につき0.003mg以下
トリクロロエチレン				○	○		○					検液10につき0.1mg以下
テトラクロロエチレン				○	○		○					検液10につき0.1mg以下
ジクロロメタン				○	○		○					検液10につき0.2mg以下
四塩化炭素				○	○		○					検液10につき0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン				○	○		○					検液10につき0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン				○	○		○					検液10につき1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○		○					検液10につき0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン				○	○		○					検液10につき3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン				○	○		○					検液10につき0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン				○	○		○					検液10につき0.02mg以下

チウラム					○		○					検液 10につき 0.06mg 以下
シマジン					○		○					検液 10につき 0.03mg 以下
チオベンカルブ					○		○					検液 10につき 0.2mg 以下
ベンゼン				○	○		○					検液 10につき 0.1mg 以下
セレン又はその化合物					○		○	○	○	○		検液 10につき 0.3mg 以下
1,4-ジオキサン				○	○		○	○	○			検液 10につき 0.5mg 以下
ダイオキシン類 ※4	○	○	○									

含有量試験は、環境庁水質保全局、底質調査方法に、溶出試験は環境庁告示第13号によること。

※1 含有量試験で不検出であった項目については溶出試験を行わなくともよい。

※2 燃え殻について熱しゃく減量が10%以下であること。

※3 水銀又はその化合物が不検出であったものについてはアルキル水銀化合物の分析試験を行わなくともよい。

※4 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

判定基準については試料 1 g につき 3 ng-TEQ 以下（または、試料 1 0につき 100 pg-TEQ 以下）であること。

表-3 放流水の水質検査項目

項 目		排 水 基 準	
有 害 物 質 関 係	1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/ℓ
	2	シアン化合物	不検出
	3	有機燐化合物	不検出
	4	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	5	六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ
	6	砒素及びその化合物	0.05 mg/ℓ
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/ℓ
	8	アルキル水銀化合物	不検出
	9	ポリ塩化ビフェニル	不検出
	10	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
	11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
	12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
	13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
	15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
	20	チウラム	0.06 mg/ℓ
	21	シマジン	0.03 mg/ℓ
	22	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
	23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ
	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/ℓ 海域以外 10 mg/ℓ
	26	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/ℓ (10 mg/ℓ ※1) 海域以外 8 mg/ℓ

	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ
	28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ
	29	ダイオキシン類 ※2	10pg-TEQ/ℓ
有害物質以外	1	水素イオン濃度指数	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6
	2	生物化学的酸素要求量 ※3	20 mg/ℓ (10 mg/ℓ) ※5
	3	化学的酸素要求量 ※4	20 mg/ℓ (10 mg/ℓ) ※5
	4	浮遊物質	40 mg/ℓ (20 mg/ℓ) ※5
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	3 mg/ℓ (2 mg/ℓ) ※5
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物性油脂類)	5 mg/ℓ (3 mg/ℓ) ※5
	7	フェノール類含有量	0.5 mg/ℓ
	8	銅含有量	1 mg/ℓ
	9	亜鉛含有量	1 mg/ℓ
	10	溶解性鉄含有量	5 mg/ℓ (1 mg/ℓ) ※5
	11	溶解性マンガン含有量	5 mg/ℓ (1 mg/ℓ) ※5
	12	クロム含有量	0.5 mg/ℓ
	13	大腸菌郡数	3,000 個/cm ³
	14	窒素含有量 ※6	120 mg/ℓ 《日間平均 60 mg/ℓ》 ※7
	15	燐含有量 ※6	16 mg/ℓ 《日間平均 8 mg/ℓ》 ※7

分析方法については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日、環境庁告示第64号）」によること。

※1 () 内値は、排水量 30m³/日以上。

※2 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいい、同法の特定施設に該当する場合又は最終処分場である場合に限り適用。

※3 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※4 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※5 () 内値は、排水量 500m³/日以上。

※6 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※7 《 》内値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。